

対象に行ない、方形の堀に囲まれた中世の屋敷跡が発見された。屋

敷跡は二時期あり、規模は、古段階で東西五五・六〇m南北六〇m以上、新段階で東西二五・三〇m南北四〇mである。屋敷内からは

掘立柱建物群・井戸・溝・土坑などが検出されている。出土した遺物には陶器、石製品（石臼・砥石など）、木製品（柄杓など）がある。

木簡は古段階の屋敷跡の南側を区画する幅一・五・一・〇mの堀から出土した。年代は伴出遺物が少ないため、新段階の屋敷跡の年代である一六世紀以前という以上の限定はできない。

8 木簡の釈文・内容

(1) ○□□施主

(101)×27×1 081

細かく割れた状態で出土しており、接合の結果、右記の釈文が復原できた。語句の内容からみて、塔婆の断片の可能性などが考えられる。

(1~7 高橋栄一、8 吉野 武)

宮城・洞ノ口遺跡

どうのくち

1 所在地	仙台市宮城野区岩切字洞ノ口東
2 調査期間	第四次調査 一〇〇〇〇年(平12)四月~一二月
3 発掘機関	仙台市教育委員会
4 調査担当者	平間亮輔・吉田和正・森剛男
5 遺跡の種類	水田跡・中世城館跡
6 遺跡の年代	古代~近世
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	



(仙台)

洞ノ口遺跡は、七北田川の北岸にある自然堤防から後背湿地にかけて立地しており、一九九二年から発掘調査を行なつてゐる。これまでの調査で、遺跡の北から東側にかけての低地部分では、平安時代前半から近世にかけての水田跡を確認しており、南西側の微高地部分では、中世後期（戦国期頃）の城館に伴う外堀や土塁も検出している。また城館検出面の下層からは、

中世前期（鎌倉時代頃）の掘立柱建物・井戸・溝などが見つかっている。本遺跡は、東南に隣接する多賀城市の新田遺跡とともに、多賀国府の所在地の可能性が指摘されている地域に属する。

今回の調査は都市計画道路「利府岩切停車場線」建設に伴い実施した第四次調査である。第一次調査で出入り口部を検出した城館中心部と思われる地点から、直線で南東に二六〇mほど離れた地点に位置している。調査面積は約一九〇〇m²である。検出した遺構には、中世の区画溝・掘立柱建物・井戸・土坑などがある。

今回紹介する呪符木簡は、中世後期の城館に関係する区画溝に切られた土坑SK-1から出土した。SK-1は南北約3m東西約4・31mの長方形で、深さは約1・1mある。出土した遺物には、呪符木簡の他、舟形木製品・中世陶器片・動物の頭骨などがある。SK-1の年代は遺物が少ないことから特定は困難であるが、出土した中世陶器が一二三世紀のものとみられることと区画溝との切り合いで関係から、一二世紀から一五世紀頃と考えられる。SK-1の性格は、出土遺物が少なく、周囲に同時期の遺構もないことから、不明である。

8 木簡の釈文・内容

- (1)
 - ・「(人面墨書) □急々如律令」
 - ・「(符籙) □□急々如律令」

215×31×5 051

呪句「急々如律令」が両面に書かれた呪符木簡である。板目材で下端のみを尖らせている。木簡表面の上部に顔の絵が描かれている方をひとまず表とした。顔の絵の意味するところは不明である。一方をひとまず表とした。顔の絵の意味するところは不明である。裏面は上部に符籙が書かれており、「急々如律令」との間に文字のある」とはわかるものの、墨痕が薄く判読できない。

（平間亮輔・吉田和正）

